

「農業技術の匠」を選定します

農業技術の匠とは

地域において生産性の向上など導入効果が認められ、地域に普及し、地域活性化等にご貢献することが期待できる農業技術を自ら生み出した農業者※1で、応募のあった中から選定します。



選定の流れ

農林水産省はホームページ等で「農業技術の匠」の公募を行います。

応募期間：平成21年7月1日～8月31日

応募に当たっては、技術等が記述された応募書類※2が必要となります。また、都道府県（普及指導センター等）の推薦を受ける必要があります。

例えばこんな技術が対象となります。

農業者自らによる、①新しい作型の確立

②新しい仕立ての方法や植栽技術の考案

③作業機や出荷調製機械の開発 など。

古くからある技術、ある程度普及した技術であっても、今後の普及が期待できる技術は選定の対象となります。

応募のあった中から、選定委員の意見を伺ったうえで、「農業技術の匠」を選定します。

選定結果の公表：21年秋ごろ

選定された農業者には農林水産大臣の「農業技術の匠」選定証を送付します。また、農林水産省のホームページ等で「農業技術の匠」の取組を紹介します。

選定後

選定された「農業技術の匠」には技術研修会で活躍していただくなど、技術の継承・普及活動を支援していただきたいと思います。

※1：農業者グループ、離農者も含む。

※2：詳細は「農業技術の匠」選定実施要領別紙1（応募様式）をご確認ください。